解体等工事、リフォーム工事を行う事業者のみなさまへ

解体・改修工事における

石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、建築物等の解体・改造・補修工事における石綿飛散防止対策が、令和３年４月から段階的に強化されています。

令和3年4月1日～　**全ての**石綿含有建材が規制の対象

令和4年4月1日～　元請業者又は自主施工者（以下「元請業者等」という。）による**事前調査結果の報告の義務化**（報告は福岡市長へ）

令和5年10月1日～　**「石綿含有建材調査者」**による事前調査の実施の義務化

石綿（アスベスト）とは

石綿ともよばれるアスベストは、繊維状の天然鉱物で、耐熱性や耐摩耗性などの優れた性質をもつため、建材等に広く使用されてきました。肺がんや中皮腫の原因となることから、現在は輸入・製造・使用が禁止されています。

クリソタイル（白石綿）　アモサイト（茶石綿）　クロシドライト（青石綿）

この他にも、トレモライトや、アクチノライト、アンソフィライトがあり、計6種類あります。

出典：THE　ASBESTOS／せきめん読本（1996年日本石綿協会）

石綿含有建材の使用箇所及び種類

〈石綿含有建材の使用箇所の例〉

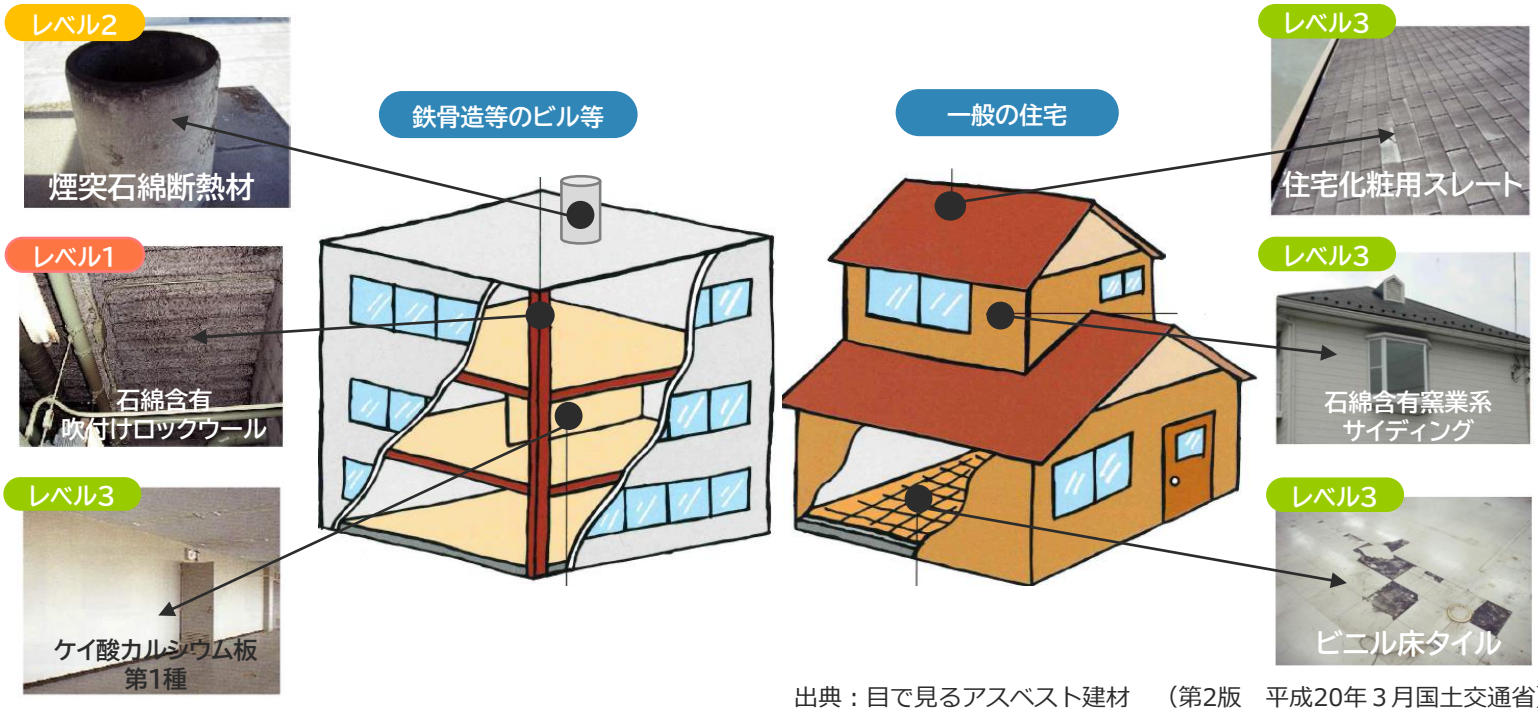

出典：目で見るアスベスト建材　（第2版　平成20年３月国土交通省）

〈石綿含有建材の種類〉

石綿含有建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材	その他の石綿含有建材（成形板、仕上塗材 等）
レベル分類	レベル1	レベル2	レベル3
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い

解体・改造・補修工事の手続きの流れ

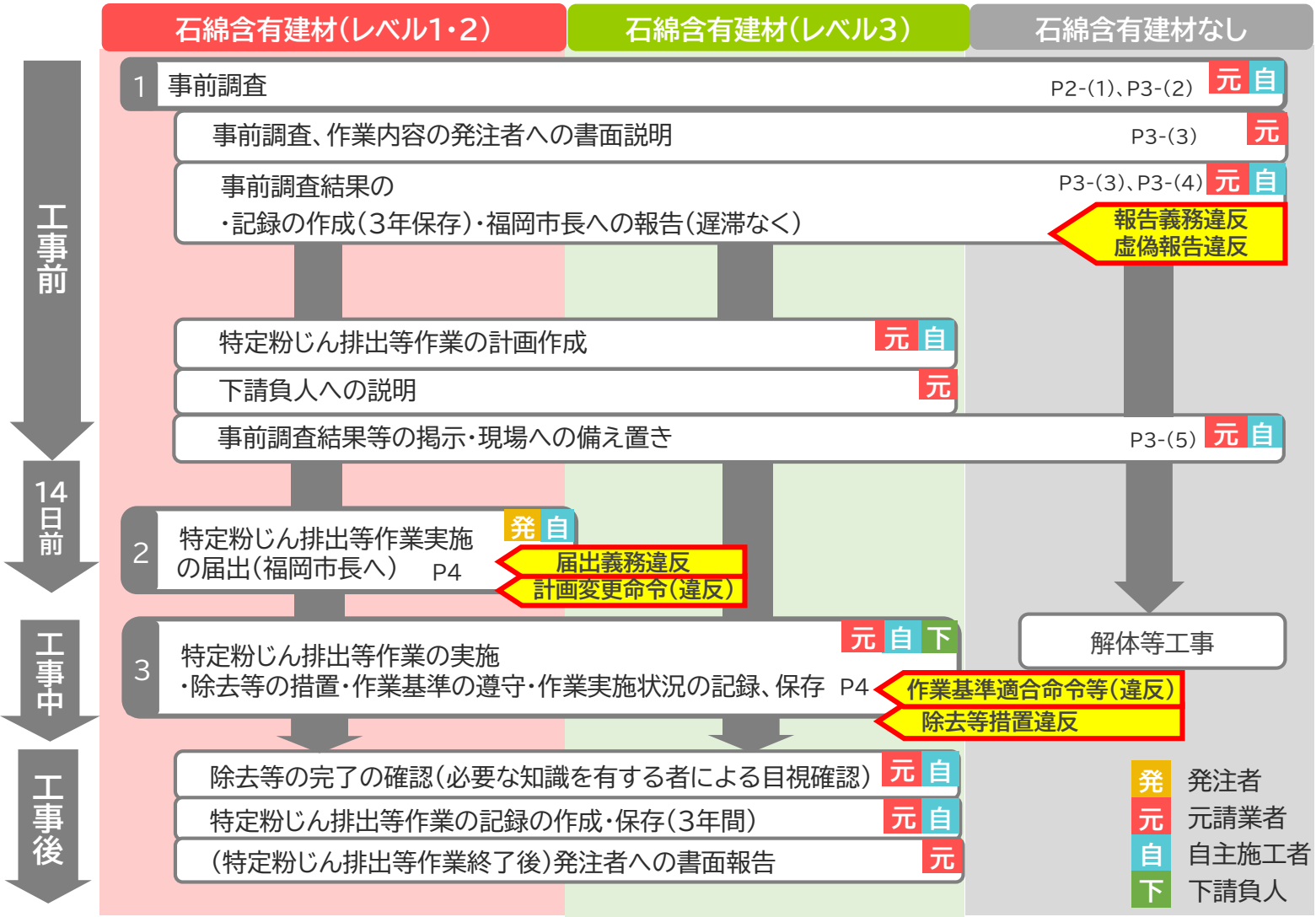

1 事前調査

元請業者　自主施工者

元請業者等は、建築物・工作物の解体、改造、補修工事を行う前に、石綿含有建材の使用の有無について、調査する必要があります。

(法第18条の15第1項、第4項)

(1) 事前調査の方法

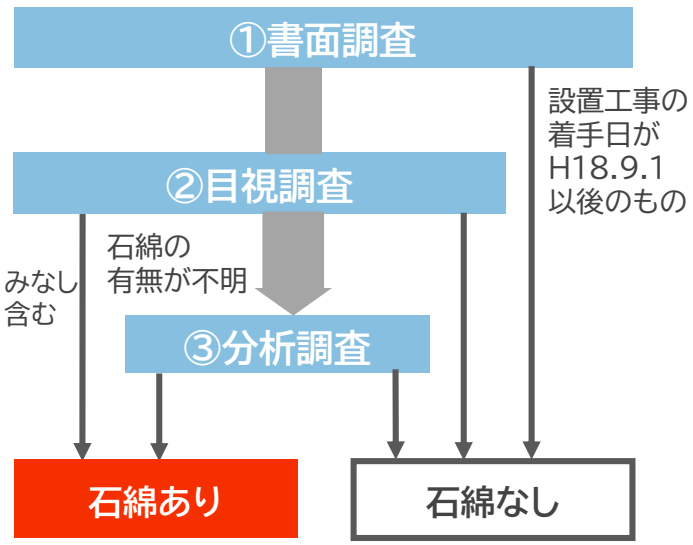

① 書面調査

設計図書等により、解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日、建築材料を確認し、石綿の使用の有無を、石綿（アスベスト）含有建材データベース等により確認します。

ポイント！ 書面調査のみで「石綿使用なし」と判断してはいけません。※1

② 目視調査

現地で各部屋・部位を網羅的に確認します（書面調査との相違を確認）。

③ 分析調査 ※2

書面調査・目視調査で石綿含有の有無が不明な場合、同一材料毎に代表試料を採取・分析し、石綿含有の有無を判定します。

※1 ただし、平成１８年９月１日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物や石綿の使用禁止後に設置の工事に着手した工作物については、設計図書等の書面で着工日を調査するだけで構いません。

※2 分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省令第277号参照)に依頼してください。

（2）事前調査の資格者（令和5年10月1日～）

（法第18条の15第1項、第4項、規則第16条の５）

① 一般建築物石綿含有建材調査者

② 特定建築物石綿含有建材調査者

③ 一戸建て等石綿含有建材調査者

設計図書等により
建築物等の設置工事の
着手日を確認する作業は、
有資格者でなくても
行うことができます！

※ 令和５年9月30日までに（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

（3）事前調査結果の記録の作成・発注者への書面説明

事前調査に関する記録を作成（３年保存）するとともに、発注者に対して書面で説明を行います。

（法第18条の15第1項、第3項、第4項、規則第16条の7、第16条の8）

＜記録事項（必須）＞

- □ 発注者の名称、代表者氏名、住所
- □ 解体等工事の場所
- □ 解体等工事の名称及び概要
- □ 設置工事の着手日
- □ 事前調査終了日
- □ 事前調査の方法
- □ 建築物等の概要
- □ 各建築材料が特定建築材料に該当するか（およびその根拠）
- □ 対象となる建築物等の部分（改造・補修の場合）
- □ 調査者氏名、調査者等に該当することを明らかにする事項（書面調査、目視調査を行った場合）
- □ 分析調査を行った箇所（分析している場合）
- □ 分析調査を行った者の氏名、所属する法人名（分析している場合）

（4）事前調査結果の報告

下記の表に該当する建築物等の工事を行う場合は、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等が事前調査結果を福岡市長へ報告する必要があります。（法第18条の15第6項、規則第16条の11）

全ての建築物	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改造・補修	請負代金の合計が100万円以上
工作物※	解体・改造・補修	請負代金の合計が100万円以上

※対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）

報告はこちらから！

石綿事前調査結果報告システム

（5）事前調査結果等の掲示・現場への備え置き

元請業者等は、事前調査の結果・作業内容についてA3サイズ（42.0cm×29.7cm）以上の大きさで、公衆の見やすい場所に掲示する必要があります。また、事前調査に関する記録を現場に備え置く必要があります。（法第18条の14、15第5項、規則第16条の４第2号、9・10）

＜掲示板の記載事項（必須）＞

- □ 元請業者等の名称、代表者氏名、住所
- □ 事前調査結果　□ 調査終了日　□ 調査方法

（石綿含有建材ありの場合）

- □ 建材の種類
- □ 発注者等の名称、代表者氏名、住所
- □ 元請業者等の現場責任者氏名、連絡場所
- □ 特定粉じん排出等作業の実施期間、作業方法

（特定粉じん排出等作業実施の届出対象の場合）

- □ 届出年月日および届出先

42.0cm以上

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

29.7cm以上

掲示イメージ図

2 特定粉じん排出等作業実施の届出

発注者　自主施工者

レベル１、２の建材の除去、封じ込め又は囲い込みを行う場合、発注者（又は自主施工者）は、作業開始の１４日前までに、福岡市長への届出が必要です。（法第18条の17、規則第10条の4）

3 作業基準

元請業者　自主施工者　下請負人

解体等工事の元請業者（又は自主施工者）や下請負人は、石綿の除去等作業の方法について、建材の種類及び作業の種類ごとに、作業基準を遵守する必要があります。（法第18条の14・20、規則第16条の4・13～15）

建材の種類	除去の方法		主な飛散防止措置	
			湿潤化	隔離養生
吹付け石綿（レベル1） 石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材（レベル2）	切断等せずに除去を行う場合	吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法	○	負圧隔離養生
	切断等により除去を行う場合	① 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、集じん・排気装置を使用する方法		
		② ①と同等以上の効果を有するとして環境省令で定める方法		
	囲い込み・封じ込めを行う場合	吹付け石綿の囲い込み、もしくは石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材の囲い込み・封じ込めを行う方法（切断等を伴うもの）	○	
		吹付け石綿の封じ込めを行う方法		
		吹付け石綿の囲い込み、もしくは石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材の囲い込み・封じ込めを行う方法（切断等を伴わないもの）	○	隔離養生（負圧不要）
石綿含有成形板等（レベル3）	石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種の除去を行う場合	原形のまま取り外す方法	―※1	―
		上記方法での除去等が著しく困難なとき（切断等）	○	隔離養生（負圧不要）
	石綿含有成形板等の除去を行う場合	原形のまま取り外す方法	―※1	―
		上記方法での除去等が著しく困難なとき（切断等）	○	―
仕上塗材	石綿含有仕上塗材の除去を行う場合	電動工具（ディスクグラインダー又はディスクサンダー）を使わない方法	○	―※1
		電動工具（ディスクグラインダー又はディスクサンダー）を使う方法	○※2	隔離養生※2（負圧不要）

※1 粉じん飛散防止のため、実施することが望ましい　※2 十分な集じん機能を有する集じん装置を使用する場合は不要

届出や掲示板などの様式のダウンロードはこちら！

福岡市環境保全課HP
「公害防止法令の概要と届出様式」

福岡市　公害防止法令　検索

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
日本と世界を変えるための17の目標です。

3 すべての人に健康と福祉を
11 住み続けられるまちづくりを
12 つくる責任 つかう責任

問い合わせ先
福岡市環境局環境保全課
TEL：092-733-5386